

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
翌日とす)

第4046号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

昭和44年6月17日 火曜日

告示

鳥取県告示第三百八十号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音について規制する地域（以下「規制地域」という。）並びに規制地域における時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同法第三条第三項及び同法第四条第三項において準用する同法第三

目次

- 一 騒音規制法による規制地域及び規制基準
- 二 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 三 肥料の登録の有効期間の更新
- 四 道路の区域の変更
- 五 土地区画整理事業の施行の認可
- 六 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

条第三項の規定により告示する。

この告示は、昭和四十四年八月一日から施行する。

昭和四十四年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 規制地域

鳥取市及び米子市の区域のうち別図に示す地域

二 規制基準

区域の区分	時間の区分	規制基準		
		昼間	朝 夕	夜間
第一種区域	別図において黄色で表示した区域	六十ホン	五十ホン	四十五ホン
第三種区域	別図において赤色で表示した区域	六十五ホン	六十五ホン	五十ホン
第四種区域	別図において青色で表示した区域	七十ホン	七十ホン	六十五ホン

（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三

十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十四年五月二十八日	須山眼科医院	米子市東町五五

鳥取県告示第三百八十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十四年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)		生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	
鳥取県 第一九〇号	六・〇魚荒 かす粉末	六・〇	六・〇	鳥取市湯所町一四三 倉谷 久
鳥取県 第二五八号	七・〇魚か す粉末	七・〇	六・〇	鳥取市東品治町一九の五 鳥取県経済農業協同組合 連合会 会長 三橋 誠

鳥取県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年六月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後 敷地の幅員 メートル	延長 メートル
国道	九号	岩美郡岩美町大字洗井字黒松二番の 一から 八の二まで 大字蒲生字崩二、一八	変更前 四・八 変更後 四・九・六	三〇〇・〇
"	"	岩美郡岩美町大字本庄字若宮四六八 の二から 九六四の一まで 大字大谷字東筒竹一、	変更前 四・三 変更後 四・五・九	九五〇・〇

鳥取県告示第三百八十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四条の規定に基づき、米子市上粟島団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称 米子市上粟島団地土地区画整理事業

二 施行地区に含まれる地域の名称 米子市彦名町の一部

三 事務所の所在地 鳥取市江崎町一番地

四 施行認可の年月日 昭和四十四年六月十三日

五 施行者の名称及び事務所の所在地

鳥取県住宅供給公社

鳥取市江崎町一番地

六 事業年度 昭和四十四年度

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

鳥取県告示第三百八十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四二四号	笠原 督	昭和四十四年五月 一日
鳥国医第二二二号	赤山 導之	二 日
鳥国医第一四二五号	小倉 由子	九 日
第一四二六号	川上 伸	一五日
第一四二七号	野島 丈夫	一六日
鳥国医第二八〇号	林 轟 和	二九日
鳥国医第二二二号	国頭 洋子	三一日
第二二三号	凌 瞳	"
第二三四号	西川 陽三	"